

会 議 録

- 1 附属機関の会議名称 平成26年度第1回水戸市男女平等参画推進委員会
- 2 開催日時 平成26年11月7日（金）午前10時から午前11時40分まで
- 3 開催場所 水戸市民会館東側臨時庁舎1階会議室2
- 4 出席者
 - (1) 委員 五十嵐博 上田壽行 楢崎ひろ子 大塚久美子 小野智恵 梶山義信
加藤祐一 兼子千恵子 酒井はるみ 佐藤平八郎 渋谷史子 鈴木宣子
荘司道之介 水嶋陽子 百地榮子 八木岡努 渡邊妙子
 - (2) 事務局 秋葉宗志 野澤昌永 石塚美也 長谷川修
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) (仮称)水戸市男女平等参画推進基本計画（第2次）について（公開）
 - (2) その他（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
 - 資料1 平成26年度第1回水戸市男女平等参画推進委員会次第
 - 資料2 (仮称)水戸市男女平等参画推進基本計画（第2次）第1章「計画の枠組み」及び
第2章「計画の基本的な考え方」（案）
 - 資料3 第3章「計画の内容」（案）
 - 資料4 計画策定に向けた水戸市男女平等参画推進委員会の概要
 - 資料5 策定のスケジュール
 - 資料6 水戸市男女平等参画基本条例

9 発言内容

執行機関

本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から平成26年度第1回水戸市男女平等参画推進委員会を始めさせていただきます。

議事に入るまでの進行につきましては、私、男女平等参画課長が勤めさせていただきます。どうぞよろしく願います。

まず、始めに、市長公室長より御挨拶を申し上げます。

(市長公室長，挨拶)

執行機関

ここで本日の資料について御確認いたします。皆様の御手元には開催通知と合わせて資料をお送りしておりますが，一部内容の変更等もございましたので，改めてお配りをさせていただいておりますので，こちらの方の資料を御覧いただければと思います。

まずは，資料1といたしまして本日の会議次第でございます。裏面に委員名簿がございます。資料2は，(仮称)水戸市男女平等参画推進基本計画(第2次)第1章「計画の枠組み」及び第2章「計画の基本的な考え方」(案)です。資料3は，第3章「計画の内容」(案)でございます。続きまして，資料4計画策定に向けた水戸市男女平等参画推進委員会の概要でございます。資料5に移りますと，策定のスケジュールでございます。続いて資料6，水戸市男女平等参画基本条例でございます。本日の資料ではございませんが，茨城県のハーモニートップセミナーの御案内のチラシ，それから水戸市のキャリアアップ講座のチラシを同封させていただきましたので，よろしくお願いたします。資料の方は，いかがでしょうか。

それでは，水戸市男女平等参画推進委員会の任期につきましては，平成26年8月20日より，新たな任期が始まっております。本来であれば，委員を新たに選出させていただくところですが，(仮称)水戸市男女平等参画推進基本計画(第2次)の策定中ということでございますので，前期の委員の皆様を引き続き委員として御委嘱させていただくことといたしました。推薦団体の皆様の御都合によりまして，変更のある方もいらっしゃいますが，基本的には前期の委員の皆様にご委嘱させていただくことといたしました。皆様への委嘱状につきましては，御手元にお配りいたしておりますので，よろしくお願いたします。

資料1の裏面の方に委員の名簿がございますので，そちらを御覧いただければと思います。2期目の委員もいらっしゃいますけれども，本日，御欠席の委員は，___委員，___委員，___委員との，御連絡を頂いております。

また，定足数につきましては，水戸市男女平等参画基本条例第20条の2第2項にございまして，委員の2分の1以上の出席ということです。本日2分の1以上の御出席を頂いておりますので，推進委員会を開かせていただきます。また，今期より各関係団体から新たに御推薦いただき，初めて御参加いただいております委員もいらっしゃいます。名簿のお名前の前に丸印がついた皆様でございます。恐れ入りますが，___委員，___委員，___委員，___委員におかれましては，自己紹介をお願いできればと思います。それでは___委員からお願いします。

(各委員，自己紹介)

執行機関

皆様ありがとうございました。続きまして，私ども担当職員の自己紹介をさせていただきます。

(執行機関，担当職員自己紹介)

執行機関

次に会議終了後に会議録を作成いたしますが，その署名人を___委員と___委員にお二人にお願いしたいと存じますが，皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

執行機関

それでは、___委員、___委員よろしくお願ひいたします。

また、水戸市男女平等参画基本条例第20条第4項では、委員の互選により会長及び副会長を置くとあります。本来であれば委員の中から新たに選出をするところですけれども（仮称）水戸市男女平等参画基本計画（第2次）の策定中ということもございますので、正副会長につきましても、委員の御委嘱と同様に、前委員会を引き続きまして、___委員に会長を、___委員に副会長をお願いしたいと存じますが、皆様いかがでございましょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは___委員に会長を、___委員に副会長をお願いしたいと存じますのでよろしくお願ひをいたします。席の移動をお願いします。

それではここからの議事進行につきましては、水戸市男女平等参画基本条例第20の2第1項の規定に基づきまして、会長をお願いしたいと思います。会長よろしくお願ひいたします。

会長

それでは早速議事に入りたいと思います。今回、初めての方もかなりいらっしゃいますので、この委員会の設置根拠と昨年度からの（仮称）水戸市男女平等参画推進基本計画（第2次）の策定の経緯について、事務局から説明をお願いいたします。

執行機関

それでは資料4と6を御用意いただき、先に資料6を御覧ください。

資料6は、水戸市男女平等参画基本条例となっております。当委員会の設置根拠につきましては、5ページの下の方に、第3章男女平等参画推進委員会の規定がございます。第19条に設置として「男女平等参画について、市長の諮問に応じて情報を収集し、及び啓発活動の現状を把握するとともに男女平等参画を推進するため、水戸市男女平等参画推進委員会を置く。」とあります。また、第20条第2項には、「委員は、市民、事業者及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市民及び事業者の委員の一部は、公募によるものとする。」とあり、計20名の皆様に委員を御委嘱しております。なお、この度の委員の任期は、平成26年8月20日から平成28年8月19日までとなっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、資料4を御覧ください。こちらを基に、（仮称）水戸市男女平等参画推進基本計画（第2次）の策定に向けた推進委員会の経緯を御説明いたします。

昨年7月23日に開催しました、平成25年度第1回推進委員会において、新たな基本計画の策定について高橋市長から諮問が出されました。そこで、平成25年度に計画の基本構想の部分を、26年度に計画の具体的な施策をまとめ、26年度中に基本計画を策定することといたしました。また、効率的に検討を進めるために、専門部会の設置が決定され、10月23日に第1回目の専門部会を開催いたしました。その後、推進委員会と専門部会を各1回ずつ開催し、2ページにお進み

ください。平成 26 年 3 月 20 日の第 3 回推進委員会において、「第 1 章 計画の枠組み」及び「第 2 章 計画の基本的な考え方」について、推進委員会での案がまとまりました。

平成 26 年度に入りまして、庁内の関係各課に対しまして、推進委員会での案について意見の照会を行いました。その結果を踏まえ策定方針案を作成し、市長を委員長とする水戸市男女平等参画推進本部において計画の策定方針を決定いたしました。

3 ページに進みまして、7 月 31 日、10 月 30 日開催の専門部会において、本日の資料 2 の「第 1 章 計画の枠組み」及び「第 2 章 計画の基本的な考え方」(案)、資料 3 「第 3 章 計画の内容」について御審議をいただき、本日、事務局案として皆様に御提出させていただいております。

会長

ありがとうございました。この件にございまして何か質問がありますか。御質問や御意見等がなければ、本日皆様に御審議いただく内容について、事務局から御説明をお願いいたします。

執行機関

それでは、資料 2 を御覧ください。

昨年度末の推進委員会で御審議いただいたものに、庁内関係各課の意見や専門部会での審議の内容を反映させており、その結果、改めさせていただいているところがございます。

なかでも、大きく改めさせていただいた箇所について御説明いたします。

10 ページの計画の基本方針です。こちらは、前回までは「計画の目標」となっておりましたが、水戸市の計画においては、目標とは成果の分かるものとしていることから、そぐわないとして、基本方針と改め、方針であることから「目指します」と付け加えました。また、基本方針 3 にグレーの字で「ともにつくる」とありますが、こちらは「つながる」から「ともにつくる」に改めさせていただきました。

11 ページの計画の体系を御覧ください。右側の「基本施策」につきましては、「基本的施策の方向性」から変更しております。また基本施策の数についても基本方針一つにつき五つから六つの基本施策がございましたが、それぞれ、三つずつに精査しております。

左の基本理念と基本方針の間にあるグレーの枠がございます。今回の基本計画を市民の皆様身近に感じていただくために、分かりやすく親しみやすい計画の目指す姿のイメージをこちらの枠に掲げることにいたしました。今年度に入りまして 2 回、専門部会において、この枠に入るべき目指す姿について御審議いただきました。専門部会においては、「市民に親しまれる分かりやすいものが良い」「認めあい、助けあいというすぐに行動できることが表現されている」などの意見が出されました。また、現在の計画では「人権の尊重と男女平等参画」というスローガンになっているのですが、「人権の尊重」を継続してはどうかという意見もありました。そうした専門部会での審議を踏まえまして、今回、「認めあい助けあい一人一人が輝く男女平等参画のまち・みと」を事務局案として御提案させていただいております。

本日は、こちらの目指す姿について皆様に御協議いただき、推進委員会としての案を決定していただきたいと存じます。説明は以上です。

会長

ありがとうございました。ただ今の説明で質問はございませんか。

半分以上の委員にはこれまでの経緯の復習みたいなものですが、新しい委員の皆様には、早い説明ですみませんが、何かございましたら、ぜひ。

それでは、事務局の方から施策の体系にある「目指すべき姿」について審議してほしいとのことで、私たちもこれがスローガンに位置付くものですので、ぜひとも水戸市民に馴染みやすい、そうしたものにしていきたいと思えます。御意見を頂ければと思えます。

若干捕捉させていただきますと、左側の基本理念というのは、先ほど紹介いただきました、水戸市男女平等参画基本条例第3条から「市、市民及び事業者は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、男女平等参画社会の推進に努めるものとする」が、並べられております。この基本理念を、先ほどの御説明のように基本方針、具体的な行動するものに展開していく。その間にある、スローガンを決めたいということです。ここに書いてありますのは原案です。専門委員会で提案しようと思った原案ですので、いかようにも変更いただいて良いものです。よろしく願います。

____委員

基本方針の（3）ですね。性と生殖に関する健康と権利の尊重とはどういう意味でしょうか。

会長

他にありますか。こちらで答えていいですか。事務局で答えますか。

この水戸市の男女平等参画基本条例が出来たのが、平成13年です。平成13年は2001年です。この条例が制定される頃は1995年の北京会議、国連のアジアで初めての男女平等に関する会議で、北京会議で議論されたものが、日本の国の男女平等、国は男女共同ですけれども、男女平等を目指す男女共同行政に強く反映しています。国は1998年に男女共同参画2000年プランを作ったんです。その後、都道府県、市町村が繋がっていくんです。その頃の空気は、国際社会が非常に盛り上がっていく。この性と生殖に関する健康と権利もそれまではなかった。つまり1975年以降に国連で、国際会議を4回程度開催したのですが、それまではなかった。1993年に国際人口会議というのがウイーンであってその時に、平等の人権を守るために必要だといって入りました。水面下にあった性という問題を人権として表面に上げてきたということです。

執行機関

会長、ありがとうございました。会長に御説明いただいたのは、リプロダクティブ・ヘルス・ライツというもので、性と生殖に関する健康と権利について御説明いただきました。補足しまして、施策の体系の基本理念、こちらの（3）、性と生殖に関する健康と権利の尊重についての御質問だったと思えますが、同じく資料2の9ページを御覧になってください。

こちらに体系図の表になっているもの（1）から（6）がございしますが、こちらについての補足説明を入れた簡単な説明をこちらにまとめてございます。（3）を読みますと、今回の基本理念ではこのようにしております。「妊娠や出産、避妊、月経、生殖医療などにおいて負担の大きい女性の心身の健康が配慮され、性と生殖に関する健康と権利が、圧力をうけることなく、大切に守

られ尊重されること。」こちらを基本理念の3として掲げさせていただきました。

これらの基本理念は、基本条例の第3条にございますものを簡略化して箇条書きにし、説明を加えております。以上です。

会長

ありがとうございました。ということです。

他に質問ございませんか。それでは、「認めあい助けあい一人一人が輝く男女平等参画のまち・みと」をスローガンとして、基本理念を良く踏まえているか、あるいは力強いスローガンになっているか、そういうことを御検討いただければと思います。

執行機関

それでは、こちらの目指す姿、「認めあい助けあい一人一人が輝く男女平等参画のまち・みと」を事務局案にしました経緯を御説明いたします。10ページを御覧ください。

今回の計画の基本方針が三つございます。その中で、基本方針1では、グレーの文字で「みとめあう」と入っております。基本方針2の方では、「はたらく」、基本方針3では「ともにつくる」ということで、こちらのこういったエッセンスを用いて「認めあい」、「はたらく」については「働き助けあう」という意味で、「認めあい助けあい」。そして「ともにつくる」ことによって一人一人が輝く。そういった主旨で、3つの言葉を使わせてもらっています。

また、「認めあい」の「みと」は最後の「みと」とかけておりまして、どちらも「みと」となっております。説明は以上です。

会長

ありがとうございました。お一人お一人に聞けば、何かこうなただけだけどというものがありますか。

副会長

一人一人が人権を尊重するという言葉は、優しく分かりやすいということでは、良いですね。せっきくの機会ですから、どなたか感想はございませんか。

____委員

基本方針の三つ目が「ともにつくる」とありますね。個人的ですが、「認めあい」の前に「ともに」をいれて、「ともに認めあい助けあい、一人一人が輝く」というように。最後の「みと」ですが平仮名ですが、個人的には漢字の「水戸」を主張したいという気持ちがあります。「まち」が平仮名なので、「みと」は漢字で。難しい漢字ではないので。それ以外は素晴らしい案だと思います。

会長

一つ御提案がありました。積極的な御提案だと思います。今までの委員の方は、これまでのプロセスが見てとれたわけですね。新しい委員の方は初めてで、良く分からないでしょうから聞きたいということもあると思いますので、スローガンについて一言ずつ頂いてよろしいでしょう

か。 ____ 委員からお願いします。

____ 委員

もう少し考えさせてください。

会長

____ 委員いかがでしょうか。

____ 委員

ありがとうございます。基本方針に「みとめあう」、「はたらく」、「ともにつくる」とそれぞれある中で、先ほどの事務局からの説明では、取り入れているということでしたが、リンクさせた方がいいのかなと感じました。出だしの「みとめあう」は「認めあい」でリンクしていて、「助けあう」と「はたらく」がリンクしてないかなという感じはしました。感想になってしまいました。

会長

今の ____ 委員の御意見は、「はたらく」をどこかに入れられないかと解釈してよろしいですか。

____ 委員

スローガンを作るのに、前の基本方針の部分から引っ張り出したんですね。

執行機関

はい、そうです。

____ 委員

ならば、「認めあい」はそのままでいいんでしょうけれど、基本方針2の部分を「はたらく」というのを、言葉は出てきませんが、「助けあう」なのか、抜き文字の方です。もう少し「助けあう」をリンクしてもらってもっと見やすいのかなという感想になってしまいました。

会長

「はたらく」というのを、必ずしも職業の意味で働くというのではなくて、ボランティア等も含めた意味で、平仮名を使えばということでもいいでしょうか。

____ 委員

はい。

会長

ありがとうございました。 ____ 委員いかがでしょうか。

___委員

「はたらく」ということですが、国でもどこの市町村でも一人一人が役割分担をしましょうという感じの役割分担に、何事にもということなので、直接言うよりは、先ほど出ていた輝くの方が、一人一人輝き役割分担をするということでもいいのではないのかなと。一人一人輝くという。そういうところですよ。

___委員

基本方針の順序性は除外視して、私は、「助けあい」というのは、「はたらく」とリンクするのではなく、「ともにつくる」のほうでリンクすると読み取ったんです。皆でともに作るから、「助けあい」で。「はたらく」のところはいきいきとはたらくと考えると、今、___委員がおっしゃったように、「一人一人が輝く」というのが、この「はたらく」と。はたらきがい、生きがいなんだからリンクするので、だから「認めあい」は、この「みとめあう」で、「助けあい」は、「ともにつくる」で、「一人一人が輝く」と「はたらく」がリンクすると読み取れば、三つの基本方針は、きちんと入っている、目指す姿スローガンになっていると。私は、正直これを気に入っています。なぜかという、 「あい」も入っているからです。

会長

新しい委員にだけ言っていただいたんですけれども、どなたか。どうですか、___委員。

___委員

私もこのスローガンで良いと思うのですが、私がいつも不思議に思うのは、平等参画じゃなくて、共同であるというのが私の考えなんです。というのは、全てが平等と捉えがちなんです、今の世の中。マタハラとか言いますけれども、言う側と言われる側では受け方が全然違ってくると思います。やっぱり妊娠して出産まで働こうとしているとき「妊娠したんだね」と言えば、それがマタハラだと、受ける側にもあるし、言うのはさほどではないと思うんですね。そういうことで、平等より共同でなくてはならないというので、この助けあい、認めあいというのは、非常に大切な部分かなと思います。素晴らしいと思っております。

言葉は、受ける側の感情とか、言う方はさほど気にして言ってるんじゃないかなと、職場にしても大きなところは一人休んでもフォローするかもしれないけれども、最近言いますけれども、我々みたいに人数が少ないところは、一人休まれるとそれは大変な問題なわけですよ。そういうことで、平等じゃなくて共同、助け合いということが良いと思います。

会長

このスローガンの中で、今の御提案を反映させたら変わりますか、それともこの助けあいで、理念が、平等じゃなくて共同だと。

___委員

認めあうというのも、助けあうというのも、共同でお互いにしましょうよということなので、これで良いと思います。

会長

ありがとうございます。どうでしょうか。これは、わりと評判が良さそうな感じがするので。一つ、___委員からの御提案で、「みと」というのを漢字にするかこのままにするかというのが出ています。「ともに」というのを一番最初に付けたらどうかという提案も頂きました。まず「みと」の方から。これは多数決でいいですね。

あるいは事務局の方で「みと」を平仮名にした積極的な理由がありますか。

執行機関

水戸市の最高の上位計画で第6次総合計画というのを今年4月1日から施行したわけですが、そのキャッチフレーズで、「魁のまち水戸」というのが総合的なキャッチフレーズで使っております。それは漢字です。ところが、施策体系の大項目で四つの項目を大項目を位置付けているんですけれども、それについては施策体系の頭のものについて平仮名の「みと」づくりということで「みと」を使わせていただいております。

今回、「みと」と使ったのは総合計画の韻を踏んでいるということもあるんですけれども、男女平等参画をソフトに見せるということもありまして、平仮名の「みと」を使わせていただきました。それは御審議いただいて結構です。

会長

ありがとうございます。上位計画との関連ともう一つは、ソフトに。目で見ても、水戸というのは簡単な漢字ですが、やはり平仮名の方が柔らかい感じがしますね。

では、漢字が良い人は、4人ですね。平仮名が良い人。12人ですね。12対4ということで平仮名の「みと」に決定させていただきます。次に、「ともに」ですけれども。

___委員

すみません。「あい」が入っているので、「ともに」はなくても良いです。

会長

提案としては撤回だそうですが、いやその案の方が良いという方がいれば御意見を頂きたいんですけれども。

それではスローガンでもありますし、これだけでも長すぎるくらいでもありますし、「ともに」は入れないことで。それでは、審議テーマが一つ決定いたしました。

次に参ります。事務局お願いします。

執行機関

それでは、資料2の11ページの施策の体系と資料3を御用意ください。

資料2の11ページ計画の体系を御覧いただきますと、真ん中に基本方針が三つあります。また、基本方針から線が伸びて基本施策につながっています。資料3の第3章「計画の内容」では、この基本施策ごとに取組をまとめているかたちになっております。

資料3の2ページを御覧ください。こちらに基本方針1「多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまち」の基本施策①「市民一人一人の意識の醸成」について記載されておりますが、まず基本施策の構成について御説明いたします。基本施策の全体の構成ですが、初めに「現状と課題」があり、そのデータのグラフ、次に「目標指標」、3ページにいきまして「市民・事業者・市の役割」という構成になっております。「市民・事業者・市の役割」では、市の主な取組として、具体的事業が掲載されています。具体的事業については、現計画で掲載されている247の具体的事業を精査しまして、より男女平等参画の推進に特化している90の具体的事業を継続して実施していきます。また新規の事業として22の事業を新たに加えております。これらは、関係各課への聞き取りや意見照会を行い、まとめたものでございます。

では、2ページの基本施策①「市民一人一人の意識の醸成」についてですが、市民意識調査の結果から、社会全体では、まだまだ男性優遇されており、平等と感じている市民が少ないことが分かりました。そこで、こちらの施策では、市民一人一人に男女平等参画の意識を育み、社会全体に根付かせていくための事業を実施していきます。

5ページを御覧ください。基本施策②「男女間の暴力の根絶に向けた取組の推進」ですが、重大な人権侵害であるDVやセクハラなど、男女平等参画を妨げる行為の根絶を目指した事業を実施していきます。やはり、「現状と課題」「目標指標」「市民・事業者・市の役割」という構成になっております。

7ページを御覧ください。基本施策③「互いの性への理解と健康づくりの推進」ですが、男女平等参画社会の実現に向けては、男女の身体づくりの違いや特徴への配慮が重要なこと、また安心安全な妊娠出産への支援について事業を実施していきます。

8ページには、基本方針1「多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちを目指します」において三つの基本施策を実施していく上での配慮すべき視点として、「男性・子どもへの意識づくり」「国際理解と多文化交流の促進」を挙げております。

9ページからが、基本方針2「生涯を通じて、いきいきとはたらくことができるまちを目指します」での基本施策の説明となっております。

10ページを御覧ください。基本施策①「はたらく場における男女平等参画の推進」では、家庭では家事・育児・介護などのはたらきが必要であり、地域においては、町内会活動やボランティア活動などのはたらきが重要なことから、職場だけでなく家庭や地域もはたらく場として捉え、男女平等参画を推進してまいります。

12ページに進みまして、基本施策②「ワーク・ライフ・バランスの推進」ですが、仕事と生活の調和は、男女平等参画行政の中でも重要なテーマになっていることから、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業を実施していきます。

15ページに進みまして、基本施策③女性の就業支援ですが、女性が社会で働き活躍して輝くことができる社会を目指し、積極的に新規の事業に取り組んでまいります。

17ページには、基本方針2「生涯を通じて、いきいきとはたらくことができるまちを目指します」において三つの基本施策を実施していく上での、配慮すべき視点として、「男性の家庭・地域参画」「女性の活躍による地域経済の活性化」を挙げております。

18ページからが基本方針3「あらゆる分野で力をあわせ、みんなでともにつくるまちを目指します」の基本施策となっております。

19 ページに進みまして、基本施策①「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」ですが、こちらにも男女平等参画社会の実現に向けては重要なことから事業を実施してまいります。

21 ページに進みまして、基本施策②「魅力・活力あるまちづくりへの男女平等参画の推進」です。やはり、水戸市の計画ですので、魅力ある水戸のまちづくりの分野への男女平等参画を推進するために事業を実施していきます。また、防災・防犯活動における男女平等参画の推進はこちらでの取組となっております。

22 ページに進みまして、基本施策③「市民ネットワークの充実」では、来年度に拠点施設として新たな男女平等参画センターが整備されることから、センターの機能充実などの事業を実施していきます。

23 ページには、基本方針3「あらゆる分野で力をあわせ、みんなでもにつくるまち」において三つの基本施策を実施していく上での、配慮すべき視点として、「防災・防犯分野における男女平等参画」「男女平等参画の視点によるNPO・NGOの促進」を挙げております。

こちらの資料は、既に郵送で御手元にお届けしている資料とは、一部変更されているところがございますが、ほぼ同じ内容となっております。

つきましては、これからの御審議につきましては、この資料3への御意見等を頂きたいと思っております。説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

先ほどはスローガンだったのですが、今度は少し複雑な項目があります。事務局は現状を捉えて、現状から課題を出し、目標の指標を掲げて、それを市民、事業者、市がそれぞれやりますよというように形はきれいに整っていていいなと思うんですけども。

実際にここで出てくるのは、行政はここでやっていますということを書いていて、やっていますよということは、男女平等参画課としては口を出していけますというように考えておられるだろうと思うんですけども。疑問とか御意見でいいですか。

____委員

素朴な質問なんですけれども。意識調査をなさいましたね。これの日程と対象者が何歳から何歳まで。それから男女の割合、その辺をここに明記していただければもっと分かりやすかったかなと思いました。

____委員

どういう方が対象かということですね。このアンケートの数値が。それがよく分からない。

執行機関

今、第3章の中でやっていただいていると思うのですが、一冊の本になるとときには、その部分は、全体的に結果が後ろに挟み込む形で入ると思います。ここに出てきているのはその一部分抜粋ということで、そのような構成になるのではと考えております。

会長

どこが変わるんですか。

執行機関

後ろに全体的な結果が出る時に対象者が何名というような内容が載る形になると思います。

____委員

たぶんこういうのじゃないかと思って、これを作ったんですか。

執行機関

そうではなくて、結果は既に、去年のうちに皆様にお渡ししております。その結果から必要な数字だけを抜き出していますので、結果の全部が、参考資料として入ると思っております。

会長

つまり使ったデータの表示をしますということで、どこかでは入りますよということで。前回は報告は頂いたと思うんですけども。私も覚えています。

執行機関

必要でしたら、期間と調査をお知らせします。

こちらの市民意識調査につきましては、今回新たな計画を策定するに当たりまして、市民の方々、事業所の方に調査を行っております。結果につきましては、既に以前の委員会で皆様の御手元にはお配りはしております。

今回の市民意識調査につきましては、調査期間が平成 25 年 3 月 15 日から 3 月 30 日まで。調査地域が水戸市全域。対象は市内在住の 20 歳以上市民の方。男女 2,000 名の方にアンケートをとっております。以上です。

会長

ありがとうございました。これは男女は分かりますけれども、男性女性のどちらかに偏っているとか。つまり、送るのは同数送るのですが、戻ってくるのはかなり違うんですね。

____委員

意見を言わせていただいて良いでしょうか。専門が数学なんです。グラフの場合は、10 ページを見ていただくと、これは何名の調査でのグラフということが読み取れますよね。円グラフの場合でも、調査の全数ですね。それを記載するのが基本なので、後の表にページを分けて一覧になっても、グラフを見るときにそばに調査総数がないと。

執行機関

そうですね。n というものですね。

____委員

そうです。それがないと不備なグラフとして見られてしまうから、そこまで、皆さん専門的に見なくても、数は出ていた方がいいでしょう。全数ですね。

執行機関

ありがとうございます。

____委員

そのうちの何パーセントだから、あとは何百人いるかというのが分かりますし。教育的ですが。

会長

大変有り難い御指摘を頂きまして、ありがとうございました。何か他にありますか。少し気になるところがありますので、言わせていただいて良いですか。

8 ページの基本方針 1 に、国際理解と多文化交流の促進というのが入っていますが、少し馴染まない気がします。ここに入れるのは苦しすぎるかと思うんですけども。いかがでしょうか。

執行機関

御意見ありがとうございます。国際理解と多文化交流の促進が基本方針 1 に入るのが馴染まないのではないかという御意見だと思います。

そこにつきましてはこちらも検討しまして、国際理解といったものに対して、市民の方々に意識をもってもらうということで、こちらに挙げさせていただきました。と言いますのも、先日に結果が出ましたけれども、世界の中での男女の不平等の格差について、まだまだ日本は、不平等の格差が世界の中でも 140 何位という低いところにありますので、意識を上げて、国際的な水準に上げていこうということもありましたので、こちらに入れるのが良いだろうということで、挙げさせていただきました。

また、市の主な取組といたしまして、4 ページを御覧になっていただきますと、「6 国際的協調の推進」での取組としてさせていただいております。以上です。

会長

ありがとうございました。どうして、基本方針 3 に入らなかったのかと私には不思議ですけども。実際に国際化も多文化交流も実際には進んでいるわけです。ただ行政が、手を付けるのが遅れているというのがあるわけなので、小さなところに入れなくて光を当ててほしい。私の専門領域はここなので、なおさら気になるんです。という提案をさせていただきます。

執行機関

会長のおっしゃるとおり、意識の醸成というレベルではなく、基本方針 3 の方での、「政策方針決定過程への女性の参画の拡大」等において数字が上がることを具体的に目指していく。国際的な水準の数字に。基本 3 へ入れられるように検討させていただきます。

会長

変更してくださるということですので、私はそれで納得です。一つ疑問が消えました。

他にありますか。時間も迫ってきておりますので、いつも全員の方に発言をしていただくことにしているのですが、発言されなかった方に発言していただいて、その後で積極的な発言をしていただけると委員がいましたら、ぜひお願いします。それでは、___委員さんからお願いします。

___委員

最初に、それぞれ5項目か6項目を絞っていったことについては良いのかなと思っています。

会長

ありがとうございました。___委員お願いします。

___委員

それでは、少し感想を言わせていただきたいと思います。私、今、町内会の会長をやっています、21ページに、地域活動における男女平等参画の促進というようなことが書いてあるんですが、地域活動において、今まで市民運動会、敬老会、秋祭りなど、市役所の方もいろいろと参加されてやってきたんですけども、その中で1年を通して感じてきたことは、行政の意識と市民の意識にかなりギャップがあって。市民運動会をやるにしても、参加をしてくださいと言ってもなるべく皆は参加したくない。でも町内で何人か出さなくてはならない。町内においては、今年は参加を見合わせていただきます、というような。それで良かったら、うちもやりたいと思ったくらいで。そうなので、いろいろなことを市ではやりましようと言っているけれども、一つひとつ地域をとったら、地域の中の人になるべくそういう公の事には参加したくないという人が多くて。アンケートが来まして、市民運動会をやるかやらないか、やるべきか、これから存続すべきか、すべきじゃないかというようなアンケートまで出ました。

会長

それは、市が出したんですか。それとも町内会ですか。

___委員

市民センターから来ました。うちの地域を鑑みましても、高齢化が進んでいて、市民運動会に出るような状況でもないし、いろいろな活動を積極的にできるような年齢では、どんどんなくなってきているんです。皆さん、町内会長もやりたくない状況で、抽選です。それでも皆さんに拒否されます。委任状は出しているけれども、私が引いていないからと言われます。そうすると、これからの地域の取組というのは、誰がやるのかなというのが疑問で。そういうことからしていくと、地域活動における男女平等参画の促進と言われますけれども、コミュニティの意識がこんなに薄いのに、この男女平等参画の促進が果たしてできるのだろうかというのが、本当に1年間の活動を通しまして、実感した次第です。

会長

はい。どうもありがとうございます。深刻ですね。分かります。____委員お願いします。

____委員

資料の8ページに、国際理解と多文化交流の促進とありますが、外国人と話をしている、仕事はできても日本語の問題で会社に馴染めなかったり、結局精神的に落ち込んでしまって一人になってしまう方とかもいるんです。水戸市民の外国人に対する意識も高めていきたいなというものもありますし、外国人も水戸の市民も関係なく一緒に住みよいまちというのを作っていったらいいかなと考えていまして、国際交流に関しても話をしやっていたらいいかなと考えています。

会長

ありがとうございます。貴重な御意見を頂きました。生かしていきたいと思います。____委員お願いします。

____委員

専門部会で活動させていただきまして、途中、検討の段階で悩ましいところもあったんですが、こういう形で今日まとめていただいたので感謝いたします。

19ページの審議会や委員会における女性委員の割合の目標値がありますが、私の所属している経営者協会にも県の審議会や委員会に、女性の方の推薦を頼まれることもあるんですが、女性の経営者や管理者の絶対的な数が少ないものですから、苦労しているところでして、グラフを見ても10年間で3パーセント弱くらいの数字が上がったところで、目標は5年間で5%くらい上げていくというのは、かなり厳しい状況があるところで、その辺で御協力できたらと思います。

会長

最後が聞き取れなかったのですが。

____委員

なかなか厳しい目標ではあると思うんですよ。30.2を35%に上げるというのは、それを難しいと言っていないで、御協力させていただけたらと思います。

会長

よろしく願いいたします。ほっといたしました。前向きに考えていただけると本当に。今、悲惨な状態ですからね、100何位ですからね。国際社会でも。主要な理由が、女性管理職が少ない。女性委員が少ないのに、集中されているところがあって。そういう形でさせていただきたいと事務局をお願いいたします。それでは____委員お願いします。

____委員

はい。私事ですが、両親の介護をしながら、子育てもしている状況ですが、私自身、介護のために、パートですけれど仕事を辞めております。資料の14ページに仕事と介護の両立支援体制の

充実ということでいろいろ書いてありまして、介護休業制度の利用促進に向けた啓発とあります。3か月90日だけ、今は認められておりますが、正直90日でどうなるものでもないのが実際に、介護は先の見えないことで3カ月で施設が決まってお金があれば施設に入れて、それでいいのかという話だし。しかし、国は在宅ということで在宅を進めています。女性に子どもを産め、在宅で介護をしるとこれだけ女性に求めるのかと日々思っているのですが、介護休業を利用している方もすごく少ないという状況を聞くので、企業の方も前向きに使っていただきたいと思うのですが。

もう一つ、私のように介護のために仕事を辞めた方がとても多いことと、これから団塊の世代が後期高齢者になるときにすごく増えるのが現実であることと、少子化なので、男性の介護、今も介護している方もとても多くて、そういう介護のために仕事を辞めた方に向けての支援ですね。短時間でも働けるような状況と、子どもと一緒に、急に具合が悪くなりました、デイサービスも具合が悪いので預けられません。ずっと家で見ていたしかなく、仕事を休むというような状況が続いて、辞めることが多いのですが、そういったことの柔軟な対応ができるような企業などを求めています。例えばそういった企業に補助金を出すではないですが、行政として何か対応を考えていただきたいなと思っています。

もう一つ、認知症と人と家族の会という公益社団法人に入って介護者の会のような交流会をさせていただいているんですが、毎回毎回来る方が多くて、本当に介護の悩みは切実です。若年の方が最近多くて、50代の方が若年性認知症によって、仕事をもちろん辞めている人も多くですし、そうすると高齢者の施設などは馴染めないんです。やっぱり若いので。そういった方の行き場がとても少ない。つくばに軽度の認知症のデイサービスのようものがあるんですが、日立や水戸からわざわざ車で1時間以上かけて通っているのが現実です。奥様が運転されて行っている人もいますし、水戸でもそういった活動ができればいいのかなと思って。少しずつ動きたいと思っているのが現実なので、水戸でもそういった活動ができる場を求めたいと思って、男女平等とは違うんですが、意見を言わせていただきました。

会長

ありがとうございました。男女平等の視点から強くこういう要請が出ましたということ事務局から伝えていただきたいと思います。____委員お願いします。

____委員

それぞれの施策のところに現状と課題があって、目標指標というのがあるんですけども、これらを見ていて、知ってる、知らないで随分数字が低く出ているというのがあるということで、これを実行する前に知ってもらおうということが大事なのかなということと、指標のある中で、今後平成31年度までに進行管理というか、どれくらいずつ増えていっているのかというのをやみませんと、対策を途中で打ちませんと、結果平成31年になってまた見たらなっていないかというのではまずいと思うので、進行管理を委員会の中で考えていった方がよいのかなと思います。

会長

ありがとうございます。____委員お願いします。

___委員

基本方針2のところの「はたらく」というところが、いわゆる企業だけではないということで、文章になっているわけですが、皆様の現実社会の御体験を伺っても分かりますように、なかなか地域での活動ですとかそういうものが、今回なかなかスローガンなり、この取組にそれこそ「はたらく」というと、どうしても経済的な働くになってしまうという点は、私、専門部会の方にもおりましたが、そこまでうまく反映できないのは残念だなと思うんですが、全体としては、すっきりとした見やすいプランなのかなと思います。

___委員

よろしいですか、先ほどの___委員の話なんですけれども、地域の問題なんですけれども、私も二つの町内会の会長をやったり役員をやったりして、地域の問題は本当に大きいです。会長は抽選ということなんですけれども、悪い方の抽選ですよ。当たったらやらなくてはいけないという。実際同じ世代でも、いつまでの定年制を決めなくてはならないという話になっていて決められない。決めてしまうとやりづらくなってしまいます。私の年代の人が2年前に会長になったんです。やって、総会で何も言わずにその次から町内会抜けますという。今まで会長をやっていた人がね。そういう実態とかいろいろなものが含まれていますけれども、子ども会も少なくなっていますね。子ども会の会長をやったら、会長は責任をもって神経を使ってやって、その後交代したら、もう何もやれなくて代わりの人がやっているとか。先ほど、___委員が言われたように実態はそういう感じだなと思います。だから、そこで男女平等参画というところまで追いつかないですよ。まずやる人がいなくなっているというね。この辺の地域という土台の部分はこちらだけの問題ではないですけどね。

___委員

今、子ども会の話が出ましたが、私も子ども会を7、8年やったんですが、学校と子ども会の関係が今まではリンクしていて、必ず参加しなくてはならないとなっていたんですけれども、学校に立哨当番等もあるので。ただ、だんだん個人主義になっていって、私は抜けます抜けますと言って子ども会も存続していない地域もたくさんあって大きな問題になっています。以上です。

会長

ありがとうございます。私、この地域の問題について、水戸市が、東海第二原発に絡んで、避難計画ですね。避難計画は、県がまだはっきりしていなくて、市もまだはっきりしていないけれどもやりますと。大体県がどこへ行きなさいと決めましたよね。これを町内会で何とかして、活性化につなげたいと思うんです。親戚がまとまって住んでいるばかりでなくて、隣は皆さん知らない人ばかりがいて、一緒に逃げるか逃げないかも町内会の中で決めておかないと、どこのうちに誰さんがいるというのも分からないんです。それなので誰さんはいて誰さんはここに留まるのか逃げるのか、逃げるなら一緒に逃げなくては、誰と一緒に逃げるのかというのをね。町内会というのは潰れそうで潰れない、潰してはいけない。機能を担わせなくてはいけないと思っているので、どうぞよろしくお願いいたします。町内会の問題はここの問題ではないとはいえ、そういう形で、人権問題ですから男女平等にならなくてはならない問題ですから、それはぜひその視点

でアプローチするというので。ほかに何かございませんか。

副会長

私たちは男女平等参画を推進するため、皆さんの知恵を集めて計画を進めていくという中で、どうしても年齢が私たちよりも上の人たちの問題が多くなってしまいうけれど、実際は若い層の人たちからの貴重な意見が大事なんではないかと。働くといってもいろいろな環境がそこまで整ってないとか、私たちがもっといろいろな面を参考としてこの計画が実行性のあるようなものに進めていかなくてはいけないと感じました。

___委員

町内会長をだいぶ若くしてやられていましたよね。私の夫は17年くらい町内会長をやっているんです。町内が存続しないです。商店会ですけども。商店会も何件くらいしかないとかね。私も民生委員やっているんですけども、新庄地区なんですけども、男の人はだんだん民生委員になってくれている方もいるんですけども、女の方は全く上から続いて民生委員は75歳で定年ですよね。跡を継ぐ人がいないんですよ。私たちもお世話になりたい年なんですけども、参加して考えなくしてはならないのかなと思います。

会長

ありがとうございました。それでは時間になりましたので、特になければこれで委員会を閉じたいと思います。

執行機関

すいません。今後のスケジュールについて簡単にお話ししたいと思います。資料5を御覧ください。資料にグレーの色がついているところ、こちらが推進委員の皆様にお集まりいただく予定の期間でございます。次回は12月の18日午前10時からを予定しております。日程が近くなりましたら、また資料と開催通知の方は皆様の御手元に御郵送いたしますが、12月18日午前10時でよろしくお願ひします。その後、年が明けまして来年2月にもう一度お集まりいただくようになります。日程はまだ決まっておりますが、決まり次第、急いで御連絡いたします。

また、資料2、3につきまして御意見がございましたら、まだ反映させることができますので、日程では11月27日に庁内関係課長の会議を開催するのですが、21日くらいまでに御意見を頂ければ、反映させるようにいたします。以上です。

会長

ありがとうございました。委員会を終了いたします。